

大阪狭山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年(2014年)2月27日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
薦田育子

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

政策調整室人事グループ

- ・人事管理事業
- ・職員研修事業
- ・当直事業
- ・福利厚生事業

政策調整室危機管理グループ

- ・災害対策管理事業
- ・自主防災組織育成事業
- ・防災訓練事業
- ・国民保護計画事業
- ・防災行政無線整備事業

2 監査の範囲

平成25年4月1日から平成25年12月31日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成26年1月10日から平成26年1月23日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

各グループの財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたが、危機管理グループの一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

【危機管理グループ】

契約及び補助金交付にかかる事務処理において、合議を経ていないものや多数の決裁区分の誤りが見受けられたので、事務決裁規程等に基づき適正な事務処理を行うように改められたい。